

## 鳥取県県土整備部予定価格の公表試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、鳥取港湾事務所及び鳥取空港管理事務所を含む。）が発注する建設工事において、建設業者が真の技術力、経営力により競争できる環境を整えるための検討に資することを目的として行う予定価格の事後公表の試行について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、入札規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 事前公表工事 入札の執行前に予定価格を公表する建設工事をいう。
- (2) 事後公表工事 入札の執行後に予定価格を公表する建設工事をいう。
- (3) 落札率等調査 事前公表工事と事後公表工事の落札率等の比較を行うことをいう。

### (事後公表対象工事の範囲)

第3条 事後公表を行う建設工事の範囲は、別途定める。

### (落札率等調査対象工事の範囲)

第4条 落札率等調査を行う建設工事（以下「調査対象工事」という。）は、県土整備部及び各総合事務所県土整備局が発注するもののうち、これらが所管する事業に係るものであって、平成22年6月18日以降に調達公告を行うものとする。

### (調査対象工事の分類)

第5条 発注機関は、前条の調査対象工事の中から、発注時期に偏りがなく、かつ、事前公表工事と事後公表工事が概ね同数となるように抽出、分類し、この結果を県土総務課に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める工事については、調査対象の範囲を別途定める。

### (調達公告)

第6条 発注機関は、事後公表工事については、その旨を調達公告に記載するとともに、当該調達公告の内容を入札情報ホームページに掲示する。

### (予定価格の公表時期)

第7条 発注機関は、事後公表工事については、落札後速やかに予定価格を入札参加者に電子メール等で伝達するとともに、落札日の翌日に入札情報ホームページに掲示する。

### (報告)

第8条 発注機関は、調査対象工事の落札者が決定次第、入札結果を集計し、県土総務課に提出する。

### (違算等があった場合の取扱い)

第9条 予定価格等の積算に係る誤りがあった場合の取扱いについては、工事予定価格事後公表の試行案件で違算等が見つかった場合の入札・契約手続における取扱いについて（平成21年10月30日付第200900116786号県土整備部長通知）による。

### 附 則

この要領は、平成22年6月18日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成22年9月6日以降に調達公告を行う工事から適用する。

### 附 則

この改正は、平成24年6月11日以降に調達公告を行う工事から適用する。